

報道関係者 各位

令和3年6月 14 日

【照会先】岩手労働局 労働基準部 監督課
監督課長 川上 明
主任監察監督官 熊谷 久
(電話) 019-604-3006
(FAX) 019-604-1534

令和2年度 11 月「過重労働解消キャンペーン」 の重点監督の実施結果を公表

岩手労働局（局長 稲原俊浩）は、このたび、管内 7 労働基準監督署が昨年 11 月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたので、公表します。

平成 31 年 4 月 1 日から、長時間労働の抑制を図るため、時間外労働の上限（※）を設けるなどの労働基準法の改正を始めとする働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）が順次施行されています。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる 178 事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、違法な時間外労働等の労働基準関係法令違反が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。

岩手労働局では今後も、長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていきます。

【重点監督結果のポイント】

(1) 監督指導の実施事業場： **178 事業場**

(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

① 違法な時間外労働があったもの： **30 事業場 (16.9%)**

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月 80 時間を超えるもの： 4 事業場 (13.3%)

うち、月 100 時間を超えるもの： 1 事業場 (3.3%)

うち、月 150 時間を超えるもの： 0 事業場 (0%)

うち、月 200 時間を超えるもの： 0 事業場 (0%)

② 賃金不払残業があったもの： **14 事業場 (7.9%)**

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： **27 事業場 (15.2%)**

(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

① 過重労働による健康障害防止措置が
不十分なため改善を指導したもの： **44 事業場 (24.7%)**

② 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの： **22 事業場 (12.4%)**

(※) 施行に当たっては、経過措置が設けられており、時間外労働の上限規制に関する規定の中小企業等への適用は、原則として、令和 2 年 4 月 1 日から施行されています。

令和2年度「過重労働解消キャンペーン」の監督実施結果

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

- 監督指導実施状況
令和2年度過重労働解消キャンペーン（11月）の間に、178事業場に対し監督指導を実施し、101事業場（全体の56.7%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが30事業場、賃金不払残業があったものが14事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが27事業場であった。

表 1 監督指導実施事業場数

		監督指導実施 事業場数 (注1)	労働基準関係法令違 反があった事業場数 (注2)	主な違反事項別事業場数		
				労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
合計		178 (100.0%)	101 (56.7%)	30 (16.9%)	14 (7.9%)	27 (15.2%)
主 な 業 種	製造業	28 (15.7%)	18 (64.3%)	5	1	5
	建設業	11 (6.2%)	7 (63.6%)	1	2	1
	運輸交通業	8 (4.5%)	5 (62.5%)	3	2	0
	商業	44 (24.7%)	27 (61.4%)	7	4	10
	接客娯楽業	29 (16.3%)	10 (34.5%)	8	2	3
	その他の事業 (注6)	23 (12.9%)	16 (69.6%)	1	1	1

- (注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。
(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。
(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反（時間外労働の上限規制）等の件数を計上している。
(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。
(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。
(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表 2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
178	55 (30.9%)	72 (40.4%)	23 (12.9%)	16 (9.0%)	9 (5.1%)	3 (1.7%)

表 3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
178	14 (7.9%)	26 (14.6%)	7 (3.9%)	20 (11.2%)	34 (19.1%)	77 (43.3%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況（指導票を交付したもの）

- (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況
監督指導を実施した事業場のうち、44事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	面接指導等の実施（注2）	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施（注3）	月45時間以内への削減（注4）	月80時間以内への削減	面接指導等が実施できる仕組みの整備等（注5）	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
44	3	4	35	9	1	0

- （注1） 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- （注2） 1 か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- （注3） 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- （注4） 時間外・休日労働時間を1 か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- （注5） 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況
監督指導を実施した事業場のうち、22事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（以下「労働時間適正把握ガイドライン」という。）に適合するよう指導した。

表 5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（ガイドライン4 (1)）	自己申告制による場合			管理者の職務（ガイドライン4 (6)）	労使協議組織の活用（ガイドライン4 (7)）
		自己申告制の説明（ガイドライン4 (3)7・イ）	実態調査の実施（ガイドライン4 (3)ウ・エ）	適正な申告の阻害要因の排除（ガイドライン4 (3)オ）		
22	14	1	9	3	0	0

- （注1） 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- （注2） 各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

- (1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績
監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった30事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、4事業場で1か月80時間を、うち1事業場で1か月100時間を超えていた。

表 6 時間外・休日労働時間が最長の者の実績（労働時間違反事業場に限る）

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	労働時間				
		80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
178	30	26	4	1	0	0

- (2) 労働時間の管理方法
監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、14事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、61事業場でタイムカードを基礎に確認し、25事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、47事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表 7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注 1）				自己申告制 （注 2）（注 3）
使用者が自ら現認 （注 2）	タイムカードを基礎 （注 2）	ICカード、IDカードを 基礎（注 2）	PCの使用時間の記録を 基礎（注 2）	
14	61	25	24	47

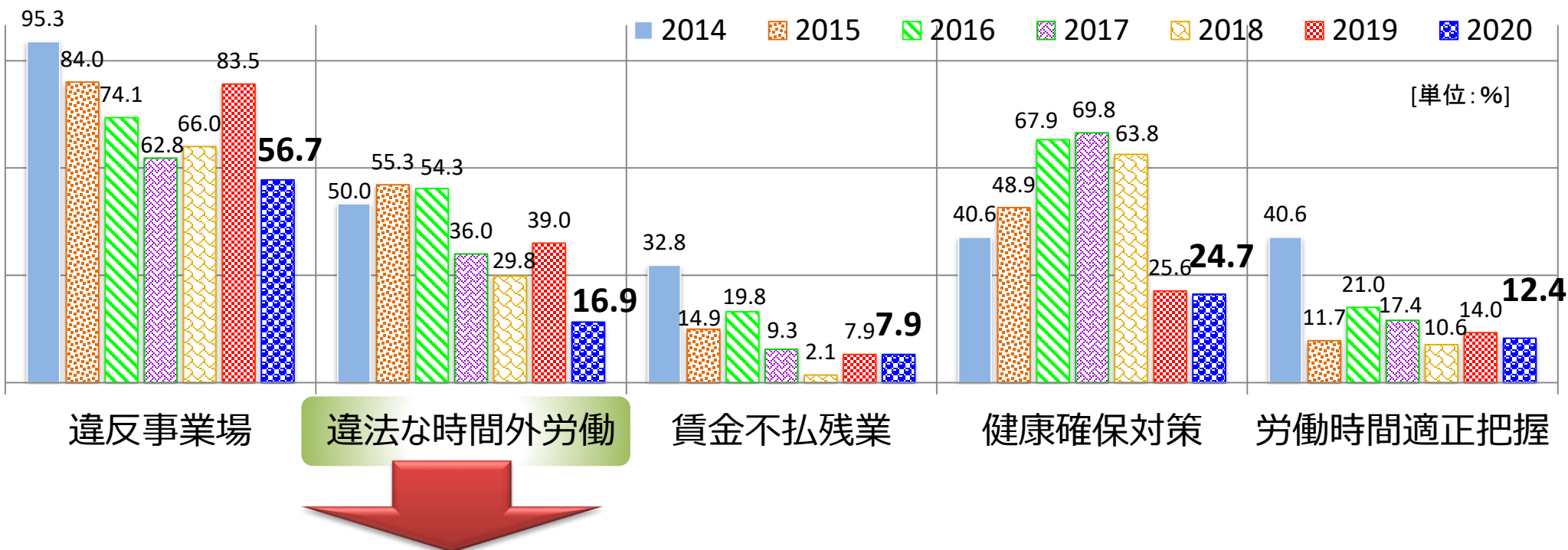
（注 1） 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。
（注 2） 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。
（注 3） 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

【参考】 前年同期における監督指導結果

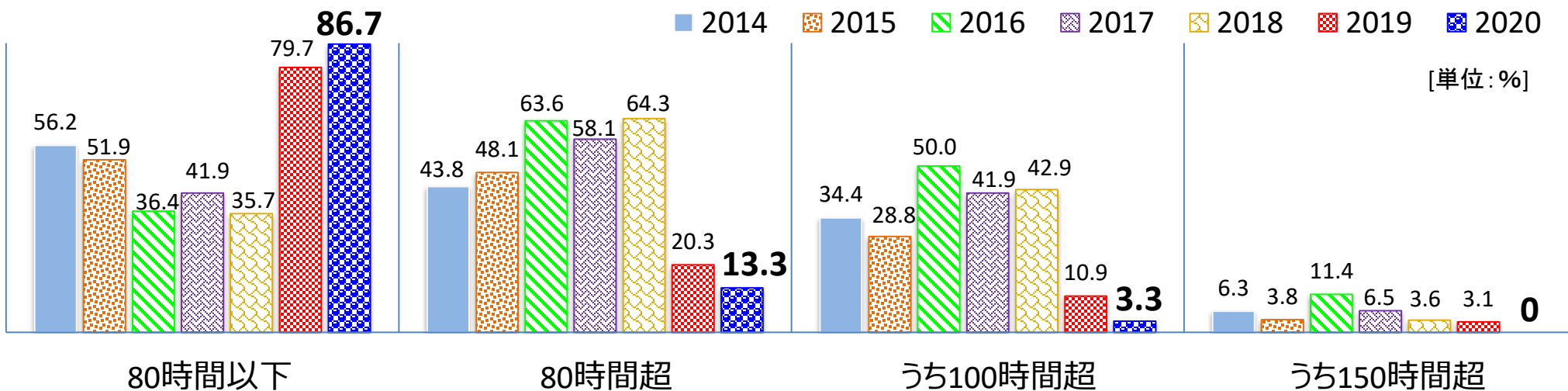
前年同期の監督指導結果は以下のとおり。

		令和 2 年 11 月	令和元年 11 月
監督指導の 実施事業場	監督実施事業場	178	164
	うち、労働基準法などの法令違反あり	101 (56. 7%)	137 (83. 5%)
主な違反内容	1 違法な時間外労働があったもの	30 (16. 9%)	64 (39. 0%)
	うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が		
	1 か月当たり 80 時間を超えるもの	4 (13. 3%)	13 (20. 3%)
	1 か月当たり 100 時間を超えるもの	1 (3. 3%)	7 (10. 9%)
	1 か月当たり 150 時間を超えるもの	0 (0. 0%)	2 (3. 1%)
	1 か月当たり 200 時間を超えるもの	0 (0. 0%)	0 (0. 0%)
	2 賃金不払残業があったもの	14 (7. 9%)	13 (7. 9%)
	3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	27 (15. 2%)	34 (20. 7%)
主な健康障害防止に関する指導の状況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの	44 (24. 7%)	42 (25. 6%)
	うち、時間外労働を 80 時間以内に削減するよう指導したもの	9 (20. 5%)	16 (38. 1%)
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	22 (12. 4%)	23 (14. 0%)

過重労働による健康障害（過労死等）の防止に向けた監督指導結果 別添3



違法な時間外労働があったもののうち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数



事例 1 (製造業)

- 1 各種情報から時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 労働者9名について、36協定で定めた上限時間（月45時間）を超える違法な時間外労働（最長：月107時間）が認められた。
- 3 労働者の労働日ごとの始業終業時刻を記録していなかった。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 労働者9名について、36協定で定めた上限時間（月45時間）を超える違法な時間外労働（最長：月107時間）を行わせていた。

労働基準監督署の対応

- ①36協定で定める上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ②時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

- 2 各労働者の労働日ごとの始業終業時刻を記録していなかった。

労働基準監督署の対応

労働時間の状況を把握していなかったことについて是正勧告（労働安全衛生法第66条の8の3違反）

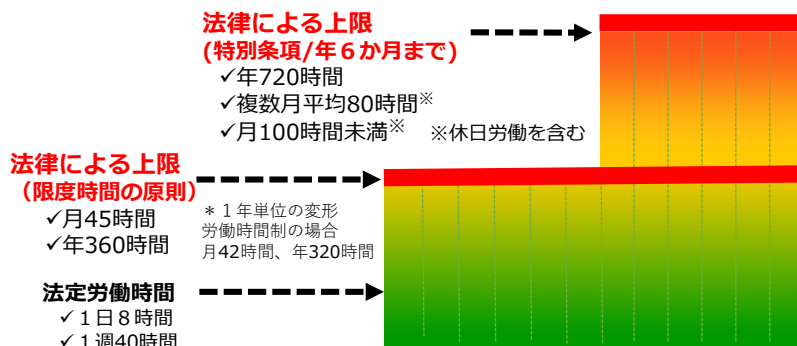


時間外労働の上限規制（労働基準法第36条第6項第2、3号）

平成31年4月1日に改正労働基準法が施行され、**法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間となり**、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。

臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも

- ・時間外労働・・・年720時間以内
- ・時間外労働+休日労働・・・月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とする必要があります。



- ◆以下の事業・業務は、令和6年3月31日まで上限規制の適用が猶予されます。
 - ・建設事業 ・自動車運転の業務
 - ・医師
 - ・鹿児島・沖縄砂糖製造業（複数月平均80時間以内、月100時間未満のみが猶予の対象となります。）
- ◆新技術・新商品などの研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。

事例 2 (小売業)

- 1 各種情報から時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 一部労働者について、36協定の締結及び届出なく、法定労働時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月92時間）が行われており、また、毎週少くとも一回または4週に4回の休日を与えられていなかった。
- 3 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者に対して、医師による面接指導を実施する制度が導入されていなかった。
- 4 常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回の定期健康診断を実施していなかった。

立入調査において把握した事実 と 労働基準監督署の対応

- 1 労働者数が10人未満の事業場において、一部労働者について、36協定の締結及び届出なく、法定労働時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月92時間）が行われており、また、毎週少くとも一回、または4週に4回の休日（法定休日）を与えられていなかった。

労働基準監督署の対応

- ①36協定の締結及び届出なしに時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第40条違反（労働者数10人以上の事業場の場合は労働基準法第32条違反。））
- ②36協定の締結及び届出なしに休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第35条違反）
- ③時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

- 2 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者に対して、医師による面接指導を実施する制度が導入されていなかった。

労働基準監督署の対応

面接指導の実施及び必要な措置について指導 ※参考資料1 参照

- 3 常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回の定期健康診断を実施していなかった。

労働基準監督署の対応

常時使用する労働者に対して、年に1回ごとの定期健康診断を実施していないことについて是正勧告（労働安全衛生法第66条違反）



健康診断の実施 及び 健康診断結果に基づく事後措置

（労働安全衛生法第66条、第66条の4、第66条の5）

健康診断の実施

- ☞ 常時使用する労働者に対し、1年以内に1回、定期的に健康診断を実施しなければなりません。
- ☞ 深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、6か月以内に1回の健康診断を実施しなければなりません。

事後措置（健康診断後、使用者が実施）

- ☞ 健康診断で異常の所見があった者については、健康保持のために必要な措置についての医師の意見を聴き、必要な事後措置を講じなければなりません。

事例 3 (社会福祉施設)

- 1 各種情報から労務管理上の問題が疑われる事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 仮眠時間を休憩時間として取り扱っていたが、実際には労働から離れることが保障されていない状態で待機している時間（いわゆる「手待時間」）であり、法定の休憩時間を与えていなかった。
- 3 1年以内に5日間以上の年次有給休暇を取得させていなかった。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 仮眠時間を休憩時間として取り扱っていたが、実際には労働から離れることが保障されていない状態で待機している時間（いわゆる「手待時間」）であり、法定の休憩時間を与えていなかった。
↓ ※参考資料 2 参照

労働基準監督署の対応

労働時間が6時間を超える場合に少くとも45分、8時間を超える場合に少くとも1時間の休憩時間を与えていなかったことについて是正勧告（労働基準法第34条違反）

- 2 一部の労働者について、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日間以上の年次有給休暇を取得させていなかった。

労働基準監督署の対応

年5日以上の子年次有給休暇を取得させていないことについて是正勧告（労働基準法第39条第7項違反）



年次有給休暇の年5日の時季指定（労働基準法第39条）

対象者：年次有給休暇が年10日以上付与される者（管理監督者や有期雇用労働者を含む）

- ☞労働者ごとに、基準日から1年以内に5日について、時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。
- ☞労働者の意見を聴取し、できる限り労働者の希望に沿った取得時季になるよう、聴取した意見を尊重するよう努めなければなりません。
- ☞時季指定を行う場合は、対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません。

↓ ※参考資料 3 参照



年次有給休暇管理簿の作成及び保存（労働基準法施行規則第24条の7）

- ☞労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、年休を与えた期間中及び当該期間の満了後3年間保存しなければなりません。
- ☞年次有給休暇管理簿には、取得した年休の時季、日数及び基準日を労働者ごとに記載しなければなりません。
(年次有給休暇管理簿は労働者名簿や賃金台帳と合わせて調整することもできます。)

(都道府県労働局長がキャンペーン期間中に訪問した企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例)

事例 1 (業種：一般貨物自動車運送業) (労働者数：約 190名)

会社の取組

○時間外労働削減

- ・人型のAIロボット(健康状態、アルコール、運行指示などの点呼とその記録を作成)や高圧洗浄機の導入による業務のIT化・機械化
- ・自動車運転者の拘束時間が長ならないよう、荷主に対して必要に応じて運行改善の要請や契約の見直しや、荷下ろし後に行っていた仕分け作業を「仕分け専門員」の配置による業務分担化

○年次有給休暇の取得促進

- ・会議の際に、取得状況が低調な者に対して積極的な取得を促すとともに、確実な取得に向けて労使個別面談による計画的なシフト調整の実施

○働きやすい環境づくり

- ・「養育手当」を充実させ、子ども一人目は1万円、2人目は2万円、3人目は3万円を毎月支給
- ・時間外労働が減少しても賃金額が減少しないように賃金形態を改定したことにより全社平均で賃金額が13.5%アップ

取組の結果

- 時間外労働の削減 月80時間超労働者数 平成28年最大28人 → 令和元年最大5人
- 年次有給休暇取得 平成28年平均1.4日 → 令和元年平均5.8日
- 入社3年以内の離職率 平成28年49.1% → 令和元年42.0%

事例 2 (業種：その他の繊維製品製造業) (労働者数：約310名)

会社の取組

○時間外労働の削減

- ・時間外労働の削減等のために、クラウド型勤怠管理システムを導入し、残業時間や休暇取得状況を「見える化」
- ・「バーコードによる製品ごとの工程管理」の導入により、全工場スタッフがバーコードリーダーを所持し、製品の不具合や発注変更への対応を効率化、数値化されたことで更なる生産性向上を実現

○年次有給休暇の取得促進

- ・業務に比較的余裕のある時期に、担当業務や取引先を複数で受け持つ「ワークシェアリング」を行い、他の社員の業務内容等をお互いに把握することで、休暇を取得しやすい環境を構築

○働きやすい環境づくり

- ・仕事と子育ての両立を支援するため、子の小学校入学までの「育児目的休暇（有給）」、小学校3年到達までの「時短勤務制度」を整備、子の出生後8週間以内の「育児休業を有給化」し、男性の育児休業取得も促進

取組の結果

- 時間外労働の削減 平成28年 12.3時間 → 令和元年 9.9時間
- 年次有給休暇取得 平成28年 30% → 令和元年 46%
- 育児休業取得（平成30年～令和2年） 女性100% 男性25%

事例 3 (業種：建設業) (労働者数：約90名)

会社の取組

○時間外労働の削減

- ・ドローンによる測量や重機の無人操縦、本社と現場の会議をWEB化、現場の点検報告書をスマートフォン端末で直ちに作成できるアプリを導入などICTの活用
- ・休前日をノー残業デーと定め、年間休日カレンダーを発注者と共有

○年次有給休暇の取得促進

- ・GWや年末年始などを活用し年5日の計画的付与や時間単位年休の導入

○働きやすい環境づくり

- ・子育て支援金として、第1子と第2子に30万円、第3子の100万円の誕生祝い金制度を創設

取組の結果

- 時間外労働の削減（現業部門）
ここ数年の月平均所定外労働時間は約17時間台で推移し（令和元年度16.5時間）、時間外労働が恒常的に減少
- 年次有給休暇取得 平成28年 35% → 令和元年 52%
- 育児休業取得率14日以上（平成28年～令和元年）女性100%男性29% ○育児による離職 ここ20年間離職者0人

長時間労働者に対する面接指導等の流れについて

参考資料 1

拡充

事業者が全ての労働者（管理監督者やみなし労働時間制の対象労働者も含む。ただし、高度プロフェッショナル制度適用労働者は除く。）の労働時間の状況を把握 《ガイドライン→法律》

拡充

事業者が産業医に時間外・休日労働時間80h/月超の労働者の情報を提供《省令→法律》

新規

事業者は時間外・休日労働時間80h/月超の労働者本人へ通知《省令》

※面接指導の対象となる残業時間の基準を100h/月超から80h/月超に強化

産業医が情報を元に労働者に面接指導の申出を勧奨することができる

《省令》

拡充

残業時間80h/月超の労働者が事業者へ面接指導の申出

《省令》

※面接指導の対象となる時間外・休日労働時間の基準を100h/月超から80h/月超に強化

事業者が産業医等による面接指導を実施

《法律》

事業者が産業医等から労働者の措置等に関する意見を聴く

《法律》

事業者が産業医等の意見を踏まえて必要な措置を講じる

《法律》

新規

事業者が産業医に措置内容を情報提供

《法律》

新規

産業医が勧告を行う場合は事業者から意見を求める

《省令》

産業医が労働者の健康を確保するために必要があると認める場合は事業者へ勧告

《法律》

新規

事業者が産業医の勧告内容を衛生委員会に報告

《法律》

労働時間の適正な把握のために 使用者が講ずべき措置に関する ガイドライン

(平成 29 年 1 月 20 日策定)

1 趣旨

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有している。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。）の不適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

このため、本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにする。

2 適用の範囲

本ガイドラインの対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場であること。

また、本ガイドラインに基づき使用者（使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。）が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、労働基準法第 4 1 条に定める者及びみなし労働時間制が適用される労働者（事業場外労働を行う者にあつては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。）を除く全ての者であること。

なお、本ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要があ

ることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があること。

3 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。

ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること。

ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間

イ 使用者の指示があつた場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）

ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

4 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

(1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

(2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。

ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。

イ タイムカード、ＩＣカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

(3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

上記(2)の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、使用者は次の措置を講ずること。

ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。

ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間

の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

オ 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定（いわゆる 36 協定）により延長することができる時間数を遵守することは当

然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること。

(4) 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働基準法第 108 条及び同法施行規則第 54 条により、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。

また、賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、同法第 120 条に基づき、30 万円以下の罰金に処されること。

(5) 労働時間の記録に関する書類の保存

使用者は、労働者名簿、賃金台帳のみならず、出勤簿やタイムカード等の労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第 109 条に基づき、3 年間保存しなければならないこと。

(6) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

(7) 労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。

事業主の皆さま、もうお済みですか？

年次有給休暇の時季指定について 就業規則に記載しましょう。

～ 法改正により、年5日以上の子休を取得させることが義務となります ～

- 2019年4月から、事業主は、**全ての労働者※に年5日以上の子休有給休暇を取得させなければなりません。**

※ 法定の子休有給休暇付与日数が10日以上の子休者に限ります。対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。

- そのため、事業主が労働者の希望を聞いた上で、**いつ子休有給休暇を取得させるかをあらかじめ決めておくこと（時季指定）が大切**です。

時季指定の際の留意点

時季指定をする場合には、**就業規則に以下2点の記載が必要です。**

- ✓ **時季指定の対象となる労働者の範囲**
- ✓ **時季指定の方法等**

規定例

第〇条

1～4（略） ※ 厚生労働省HPで公開している**モデル就業規則**をご参照ください。

5 第1項又は第2項の子休有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、第3項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該労働者の有する子休有給休暇日数のうち5日について、**会社が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。**

ただし、労働者が第3項又は第4項の規定による子休有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の概要はこちらからご覧いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



「**モデル就業規則**」はこちらからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html



就業規則を作成・変更したら**労働基準監督署への届け出**をお忘れなく！



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署